

<背景>

・施設の被害が発生するような自然災害では応急対策のほか、原因究明のための調査計画等機動的かつ迅速な対応が求められる。また、通常業務においても、様々な課題や建設分野以外のニーズもあり、専門的立場からの助言や広い見知からの情報・ノウハウを必要とする事例もある。

・東北地方整備局では迅速かつ効率的な業務遂行を図るため、専門分野のコンサルタント等から技術的な助言を受ける「アドバイザー・コンサルタント制度」をH27年度より試行的に実施する。

<制度の概要>

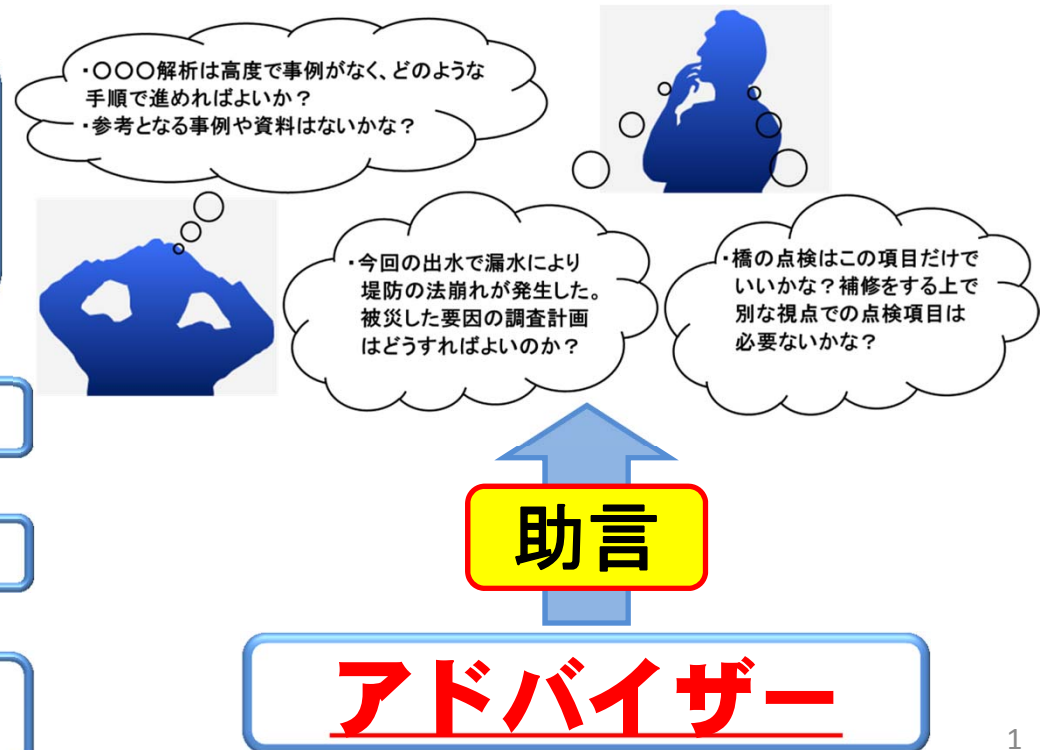
アドバイザーの公募

- ◎対象者：公募分野に関連した「資格」及び「豊富な経験」を持つ技術者を有するコンサルタント会社または団体。
 - ◎公募の方法：専門分野の経験・実績等記載した応募用紙を提出。
- ※公募する「分野」は、4分野13項目

応募者の審査・選定

アドバイザーと協議・合意の上、協定締結

各事象発生時にアドバイスを求め、
費用は随意契約により支払い



1. アドバイザー(企業等)の公募

- 公募は記者発表を行った後に地整HPに応募用紙を掲載。
- 登録意思がある企業等は、応募用紙を地整HPからダウンロードし必要箇所を記載後、技術管理課工事品質確保係に送付。なお、分野別に登録する場合は複数の応募用紙を提出。

2. アドバイザー(企業等)の審査・選定(登録)

- 基本は応募用紙を元に審査・選定(書面・ヒアリング)を実施。
- 選定後、相手方に可否を通知するとともに、選定されたアドバイザー(企業等)と協議を行い、合意の上で協定書を締結。
- 協定締結後は記者発表を行い、地整HPに「アドバイザー登録リスト」を掲載。
※応募用紙についても掲載する。

3. アドバイザー(企業等)への業務依頼

- アドバイスの必要が生じた各事務所等は、「アドバイザー登録リスト」から該当するアドバイザー(企業等)を選定し、依頼書により依頼を行うことを基本とする。
- 履行場所については災害対応等で直接現地や事務所の場合もある。

4. 費用の支払い

- 随意契約により、アドバイスの必要が生じた案件毎に各事務所等が支払う。
- 費用は見積りにより決定し、1案件につき百万円以内を想定している。

5. その他

- 助言を行った実績が優秀な場合などアドバイザー(企業等)及び東北地方整備局双方に異存が無い場合は、平成30年6月30日までを上限として継続更新を行うことができる。
- アドバイザー(企業等)及び東北地方整備局どちらかの申し出により、有効期間内での協定の解除ができる。

実施フロー

